

小樽市地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画策定の指針

【趣旨】

近年、豪雨や台風、地震等の自然現象による災害の発生について数多く報告され、暮らしに大きな影響を与える激甚化した災害の頻度も増加傾向にある。

平成30年9月に発生した胆振東部地震では、電力供給が停止する状態が数日続くなど、当市の地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）においても、食料を含めたライフラインの確保など、様々な対応がなされた。

こうした大規模災害に対する危機感のもと、事業所として、災害時対応のマニュアル作成や運用等、災害対策への一層の取り組みが求められている。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）（以下「指定基準」という。）において、非常災害に関する具体的計画（以下「非常災害対策計画」という。）を策定することが規定されており、地震や台風等の自然災害による被害が相次いでいることを踏まえ、非常災害対策計画は、火災だけではなく、水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要とされている。

また、災害時に被災する恐れのある場所に立地している事業者は、特に避難方法等の確保や訓練等を積極的に実施することが重要である。

「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」及び「津波災害地域づくりに関する法律」では、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成し市町村へ届出なければならないと規定されており、避難確保計画の策定と届出等が義務付けられている事業所においては、非常災害対策計画に必要事項を追記することで避難確保計画としても位置づけることができるため、今一度、計画内容について吟味する必要がある。

さらに、災害により事業所の業務が停止状態に陥ると、利用者の生命・身体に直接影響を及ぼす恐れがあるため、被災した際に事業所が活用できる資源の把握と事業を復旧・継続させるための優先すべき業務について整理し、そのための組織体制や事前対策等を定めた事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定をすることが、事業所に求められている。

当市においては、北海道が作成した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（平成29年8月）」を参考として非常災害対策計画を策定するよう、各事業所に対して周知及び指導を実施してきたが、事業所ごとに運営体制等が異なることや、事業所独自で策定していた防災マニュアル等を非常災害対策計画と位置づけて運用している例等もあり、事業所によって非常災害対策計画に盛り込まれる項目に差異が見られる現状である。

このような状況を踏まえ、この度、事業所が策定する非常災害対策計画について、避難確保計画や事業継続計画との整合性を図りつつ、基本的な考え方や計画に必ず盛り込むべき項目等を定めた、「小樽市地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画策定の指針」を策定し、事業所の非常災害対策計画の適正な策定と運用に資するよう示すものである。

1. 非常災害対策計画の策定に対する基本的考え方

(1) 策定等の責務

指定基準において、「非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知とともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされていることから、非常災害対策計画の策定とその運用（非常災害時の連絡・連携等の体制整備、従業者への周知、訓練等）については、指定を受けている事業所を設置している事業者の責任において行われるべきものであること。

(2) 人命の安全

非常災害対策計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成すること。

(3) 内容の簡潔化、明確化

非常災害対策計画は、緊急時に使用することから、作成の目的や行動の方針を明確にし、箇条書きや図表を用いる等の工夫をするなど、簡潔、明瞭な文章で作成するよう努めること。

(4) 意見の集約

非常災害対策計画の策定に当たっては、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があることから、多くの職種、部門の職員から意見を聴取すること。

(5) 利用者等の心身の状況の把握

利用者のADLや認知症の程度等、心身の状況や個々の支援に必要な配慮等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めること。

(6) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要であることから、避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとすること。

(7) 地域の関係者との連携・協力

非常災害対策計画の策定に際しては、運営推進会議等において地域の関係者と課題や対応策を共有しておくよう努めること。

(8) 非常災害対策計画策定の手引きの活用

本指針で示される以外の非常災害対策計画の項目や内容については、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（令和元年7月改訂版／北海道）」（以下「計画策定の手引き」という。）の内容に沿って作成すること

2. 対象事業所

本指針の対象となる事業は、以下のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス事業

- ①地域密着型通所介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護

(2) その他

- ①宿泊サービス

※(1)①又は②の設備を利用して実施する事業に限る。

3. 災害の想定と届出義務のある計画

(1) 施設状況を踏まえた災害の想定と必須の想定

非常災害対策計画は、事業所が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定することが必要であるが、少なくとも火災、地震災害、風水害については、すべての事業所において必ず想定し、その対策について定めること。

(2) 届出義務のある計画

小樽市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（事業所）であって、事業所の立地場所が次の条件に該当している場合は、「非常災害対策計画」を市へ届出を行うこと。

- ①浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）
- ②土砂災害想定区域
- ③津波災害警戒区域

注　ここでいう届出義務のある非常災害対策計画は、上記①が「水防法」②が「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」③が「津波防災地域づくりに関する法律」のそれぞれの法律に基づく避難確保計画に読み替えるものとする。

4. 非常災害対策計画に盛り込む項目

(1) 必須項目

- 次に掲げる項目については、非常災害対策計画に必ず盛り込むこと。
- ①事業所等の立地条件
 - ②災害に関する情報の入手方法
 - ③災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ④避難を開始する時期、判断基準
 - ⑤避難場所
 - ⑥避難経路
 - ⑦避難方法
 - ⑧災害時の人員体制、指揮系統
 - ⑨関係機関との連携体制
 - ⑩避難確保を図るための施設の整備
 - ⑪防災教育及び避難・救出等の訓練の実施

(2) 推奨項目

次に掲げる項目については、非常災害対策計画に記載するよう努めること。

- ①事業所の建物の構造
- ②停電・断水時の対応
- ③食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄
- ④優先的業務の設定
- ⑤復旧期間・復旧レベルの設定
- ⑥必要資金の準備

注 各項目の内容については、計画策定の手引きの内容に沿うものとし、(1) ⑩と⑪については、以下の手引きも参考とし作成に努めること。

洪水等：「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き」

（洪水・内水・高潮編）／H29.6 国土交通省管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害：「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」

／H29.6 国土交通省管理・国土保全局砂防部砂防計画課

津波：「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き」（津波編）

／H29.1 国土交通省管理・国土保全局河川環境課水防企画室

注 (2)④以降の項目については、以下の資料も参考として作成に努めること

・「介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール」／（H26 静岡県健康福祉部）

附 則

この指針は、令和2年2月1日から施行する。

【参考情報】

- ・「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」

【北海道ホームページ／ホーム>保健福祉部 > 施設運営指導課 > 社会福祉施設等に係る防災・防犯対策について】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

- ・「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き」

（洪水・内水・高潮編）／H29.6 国土交通省管理・国土保全局河川環境課水防企画室

- ・「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」

／H29.6 国土交通省管理・国土保全局砂防部砂防計画課

- ・「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き」（津波編）

／H29.1 国土交通省管理・国土保全局河川環境課水防企画室

【国土交通省ホームページ／ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>自衛水防（企業防災）>要配慮者利用施設の浸水対策】

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensaisuibou02.html)

- ・「介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール」／（H26 静岡県健康福祉部）

【静岡県ホームページ／ホーム > 健康・福祉 > 社会福祉・高齢者福祉 > 介護指導班トップページ > 「介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール」のデータ提供について】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>